

岩倉市週休2日工事実施要領

岩倉市完全週休2日制・週休2日制工事実施要領（平成30年10月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、地域の守り手である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けた取組の一つとして実施する週休2日工事に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (2) 工事完成日 完成通知書提出日をいう。

（対象工事等）

第3条 週休2日工事の対象は、次に掲げる工事とする。

- (1) 現場条件等によって工期延長が生じかねない不確定要素が少なく、週休2日の確保が可能な工事であって、発注者が指定するもの（以下「発注者指定方式」という。）
 - (2) 受注者が、工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む工事（以下「受注者希望方式」という。）
- 2 発注者指定方式は、次の各号のいずれにも該当する工事を指定するものとする。ただし、発注者が週休2日工事に適さないと判断した工事は、対象としない。
- (1) 予定価格が1,000万円を超える工事
 - (2) 第5条に規定する対象期間がおおむね4週間以上の工事
 - (3) 工程が現場条件に大きく制約されない工事
 - (4) 緊急性がない工事
- 3 受注者希望方式は、発注者指定方式以外の全ての工事のうち、第5条に規定する対象期間がおおむね4週間以上のものを対象とする。ただし、発注者が週休2日工事に適さないと判断した工事は、対象としない。
- （週休2日工事の形式）

第4条 週休2日工事の形式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

なお、天候等による予定外の現場閉所や猛暑による作業不能日については、振替えによる現場閉所を認めるものとする。

(1) 完全週休2日（土日） 月曜日から日曜日までを1週間とし、次条に規定する対象期間内において、土曜日及び日曜日を基本の現場閉所日とすることをいう。ただし、地元条件等により、土曜日又は日曜日に作業を行う場合は、同一週で土日に代わる現場閉所の日を指定するものとする。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間及び日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休2日（土日）を達成しているとみなす。

(2) 月単位の週休2日 次条に規定する対象期間内の全ての月ごとにおいて現場閉所率（現場閉所日数／対象期間日数）が28.5パーセント（4週8休）以上であることをいう。

暦上の土曜日及び日曜日の現場閉所では28.5パーセントに満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休（28.5パーセント）以上を達成しているものとみなす。

(3) 通期の週休2日 次条に規定する対象期間内において現場閉所率が28.5パーセント（4週8休）以上であることをいう。

（対象期間）

第5条 対象期間は、契約締結日の翌日（岩倉市建設工事余裕期間制度（フレックス方式）試行要領（令和5年1月1日施行）に基づくフレックス方式を適用する場合は、工事の始期）から工事完成日までのうち、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）を除いた期間とする。

- (1) 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置及び測量を行う場合は、この期間に含む。）
- (2) 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完成日までの期間）
- (3) 夏季休暇（3日間）
- (4) 年末年始休暇（6日間）
- (5) 工場製作のみの期間
- (6) 工事全体を一時中止している期間

(7) 発注者が週休2日の対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）

（週休2日の取得に要する費用の計上）

第6条 週休2日工事の取組を推進するため、現場閉所状況に応じて、次により経費の補正を行うものとする。ただし、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量、調査、設計等外注が想定される業務については、補正の対象としない。

(1) 週休2日工事のうち、公共建築工事費積算基準を適用する工事を除く工事については、次により補正を行うものとする。

ア 次の表に掲げる現場閉所状況の適用区分に応じ、補正係数を適用する。

補正係数表

現場閉所状況の適用区分	完全週休2日（土日）	月単位の週休2日（4週8休以上）	月単位の週休2日未滿（補正なし）
労務費	1.02	1.02	1.00
共通仮設費率	1.02	1.01	1.00
現場管理費率	1.03	1.02	1.00

イ 土木工事市場単価、土木工事標準単価及び下水道工事市場単価の補正対象及び補正係数については、契約時における愛知県週休2日工事実施要領（土木工事編）（愛知県建設局平成28年4月1日施行）の規定を適用するものとする。

ウ 補正方法等は、次の(ア)及び(イ)に掲げる区分に応じ、それぞれ(ア)及び(イ)に定めるとおりとする。

(ア) 発注者指定方式 当初設計にて、補正係数表の完全週休2日（土日）の補正係数を適用し、現場閉所状況を確認後、最終変更設計時に現場閉所状況の適用区分に応じた補正係数にて、変更契約するものとする。

(イ) 受注者希望方式 現場閉所状況を確認後、最終変更設計時に現場閉所状況の適用区分に応じた補正係数にて、変更契約するものとする。

(2) 週休2日工事のうち、公共建築工事費積算基準を適用する工事については、次により補正を行うものとする。

ア 次に掲げる現場閉所状況の適用区分に応じた補正係数により、労務費（予定価格の基となる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費をいう。）及び現場管理費（原則として、現場管理費率相当額をいう。）を契約時における建築工事における週休2日制工事の実施に係る積算方法の運用について（愛知県建設局令和4年4月1日施行）の規定を適用し補正する。

(ア) 完全週休2日（土日） 労務費 1.02

現場管理費 1.01

(イ) 月単位の週休2日 労務費 1.02

イ 補正方法等は、次の(ア)及び(イ)に掲げる区分に応じ、それぞれ(ア)及び(イ)に定めるとおりとする。

(ア) 発注者指定方式 当初設計にて、月単位の週休2日（4週8休以上）の補正係数を適用し、現場閉所状況を確認後、最終変更設計時に現場閉所状況の適用区分に応じた補正係数にて、変更契約するものとする。

(イ) 受注者希望方式 現場閉所状況を確認後、最終変更設計時に現場閉所状況の適用区分に応じた補正係数にて、変更契約するものとする。

（取組内容）

第7条 週休2日工事の取組内容は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 発注者指定方式 次に定めるとおりとする。

ア 発注者は、特記仕様書において、対象工事である旨の明示をするものとする。

イ 発注者は、原則として工事名の末尾に「(週休2日)」を追記するものとする。

ウ 受注者は、当初施工計画書（工場製作を伴う場合は、現場施工計画書）に、現場閉所予定日及び非対象期間が分かる現場閉所計画表を添付し提出するものとする。

エ 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により現場閉所日及び非

対象期間を明示した実施結果を提出するものとし、監督職員は、これを確認するものとする。

オ 受注者は、完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督職員に報告するものとする。

カ 発注者が週休2日工事に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

キ 受注者は、通期の週休2日及び月単位の週休2日が達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告するものとする。ただし、受注者の責によらず達成できなかった場合は、この限りでない。

(2) 受注者希望方式 次に定めるとおりとする。

ア 受注者は、当初施工計画書（工場製作を伴う場合は、現場施工計画書）に、現場閉所予定日及び非対象期間が分かる現場閉所計画表を添付し提出するものとする。

イ 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により現場閉所日及び非対象期間を明示した実施結果を提出するものとし、監督職員は、これを確認するものとする。

ウ 発注者が週休2日工事に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

（工事成績評定）

第8条 工事成績評定については、完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日が達成された場合、工事成績評定表の「6. 社会性等 I. 地域への貢献等 その他」の項目において評価するものとする。

2 提出された工程表や施工計画書が完全週休2日、月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得を前提にしていないなど、明らかに受注者に週休2日工事に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「7. 法令遵守等 8. その他」の項目において、2点減点するものとする。

（取組証の発行）

第9条 前条の規定により工事成績評定において評価した場合は、発注者は、工事目的物の引渡し後、速やかに受注者に対して週休2日工事取組証（別記様式）を発行するものとする。ただし、最終契約金額が

1,000万円未満の工事については、工事成績評定において評価した場合でも、週休2日工事取組証は、発行しないものとする。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

受注者 名 称
代表者 様

岩倉市長

週休2日工事取組証

工 事 名		
最 終 契 約 金 額	金	円
本 工 事 の 業 種		
週 休 2 日 の 形 式		完全週休2日（土日）工事
		月単位の週休2日工事
工 事 完 成 検 査 年 月 日	年	月 日